

令和元年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和元年12月 3日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 8名

3 欠席議員 6番 島田 正芳

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和对策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 4 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5 号 安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 7 号 安堵町税条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 8 号 安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 9 号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 10 号 安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 11 号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 12 号 安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 13 号 安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 14 号 安堵町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 15 号 安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 16 号 まほろば環境衛生組合の設置について
- 第 19 議案第 17 号 令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について
- 第 20 議案第 18 号 令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について
- 第 21 議案第 19 号 令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 1 号）について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまから、令和元年第4回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は8名。定足数に達しております。

島田議員からは本日の会議を欠席する旨が届け出されております。

会議は成立いたしますので、これから本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

ようやく安堵町にも初冬の風情が漂って参りました。さて今年一年を振り返りますと、皇位継承で令和という新しい時代の幕が開かれました。しかし一方では台風15号、19号及び21号等による広範囲で記録的な大雨や強風による自然災害が多発した年でもありました。それらの災害により犠牲になられた方々や被害に遭われた方々に対しまして心からご冥福をお祈りし、またお見舞いを申し上げたいと思います。

当町では幸いにも大きな被害は発生しませんでした。が、気候変動による自然災害の激甚化には常に備えを万全にしておく必要性を痛感しているところでございます。

そのような折ではございますが、令和元年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともご多忙のところ、ご出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、条例の制定及び一部改正並びに令和元年度補正予算などの議案が19件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べさせていただきます。

まず、議案第1号は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内

容に準じて所要の改正を行うため、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第2号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第3号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第4号は、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の改正内容に準じて所要の改正を行わせていただきたいと思います。

次に、議案第5号は、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、本町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項等を定める、安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

次に、議案第6号は、会計年度任用職員制度を創設する法改正に対応するため関係条例を整備する条例を定める、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

次に、議案第7号、安堵町税条例の一部を改正する条例について、議案第8号、安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、第9号、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例については、市町村の条例で定めるところにより、督促状を発した場合に徴収することができる手数料を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号は、現在施設使用料が無料となっている学校の体育施設開放について令和2年度から施設使用料を徴収するための安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定についてでございます。

次に、議案第11号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に対応するため、安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第12号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に対応するための安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第13号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に対応するため、安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第14号は、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に関する措置が一括して見直されたことに対応するための安堵町下水道条例の一部を改正する条例に

ついてでございます。

次に、議案第15号は、特定給水装置工事業者の指定に更新制が導入されることに対応するため、安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、議案第16号、まほろば環境衛生組合の設置でございます。安堵町、広陵町及び河合町が、ごみ中継施設に関する事務を共同処理するため規約を定め、一部事務組合を設置することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第17号、令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）については自立支援医療費の増加並びに新規採用を含む人事異動及び人事院勧告の給与改定に伴う人件費の財源構成及び増額補正でございます。

次に、議案第18号、令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）についてでございます。マイナンバーカードによる医療保険のオンライン資格確認への対応に係る電算システム改修費用の増額補正でございます。

次に、議案第19号、令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）については、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等に伴う人件費の増額補正についてでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、ご審議、ご承認、ご可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、2番 増井敬史議員、3番 三浦 博議員を指名いたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から13日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの11日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第6 議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」まで4議案を一括議題といたします。

只今、議題としました4議案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

総務課長（吉村良昭） はい。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） おはようございます。総務課、吉村でございます、よろしくお願ひいたします。それでは、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第2号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上4議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、令和元年8月の人事院勧告による国家公務員の俸給表及び勤勉手当の支給月数等の一部を改正する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、国会において可決され令和元年11月22日付で公布されました。これに伴いまして、国の改正内容に準じて安堵町の一般職等の給料表及び勤勉手当の支給月数並びに住居手当等について所要の改正を行うものでございます。改正内容の詳細を議案書の新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、給料表の改正でございますが、議案書の新旧対照表2ページから7ページとなりま

す。一般職の大卒程度の初任給を1,500円、高卒者の初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえて、30歳半ばまでの若年層の俸給月額を引き上げる改正を行うものでございます。平均改定率は0.1%でございます。

次に12月支給分の勤勉手当の支給月数の改正でございます。議案書の新旧対照表1ページをお願いいたします。第16条第2項1号の一般職につきましては一律100分の92.5を12月支給分を100分の97.5に0.05か月分引き上げるものでございます。第2号の再任用職員につきましては一律100分の45を12月支給分を100分の50に0.05か月分引き上げるものでございます。

次に住居手当の改正でございますが、新旧対照表の8ページをお願いいたします。第8条の住居手当を国の改正内容に準じて、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ12,000円から16,000円に、これにより生じる原資を用いて手当額の上限を1,000円引き上げ、27,000円から28,000円に改正するものでございます。なお、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を行います。

次に、翌年度の勤勉手当の支給月数の改正でございます。新旧対照表の9ページをお願いいたします。第16条第2項第1号の一般職については6月、100分の92.5、12月、100分の97.5を一律の100分の95に改正するものでございます。第2号の再任用職員については6月、100分の45、12月、100分の50を一律の100分の47.5に改正するものでございます。

次に成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置が一括して見直されたことで、地方公務員法が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。新旧対照表の10ページから12ページとなります。10ページの第15条、期末手当及び第15条の2、11ページの第16条、勤勉手当及び11ページから12ページの第18条、休職者の給与で規定している失職に関する条文を地方公務員法の一部改正と同様に削除するものでございます。

次に今年度より行政組織の強化を図るため機構改革による部制を導入したことに伴い、国の運用基準を踏まえて所要の改正を行うものでございます。新旧対照表の13ページから18ページとなります。13ページから18ページの別表第1の行政職給料表に7級を追加し、18ページの別表第2の行政職給料表、級別職務分類表の6級を課長の職務とし、7級を部長、教育次長又は会計管理者の職務とする改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、給料表の改正、12月支給分の勤勉手当の支給月数の改正につきましては平成31年4月1日に遡及して適用されます。翌年度の勤勉手当の支給月数及び住居手当の改正は令和2年4月1日からの施行となります。成年被後見人等に

係る欠格条項が見直されたことによる地方公務員法の改正に伴う所要の改正につきましては令和元年12月14日の施行となります。給料表及び級別職務分類表に7級の欄を追加する改正につきましては令和2年1月1日の施行となります。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第2号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決されたことに伴いまして、国に準じて安堵町の特別職の期末手当の支給月数について所要の改正を行うものでございます。議案書の新旧対照表1ページをお願いいたします。12月支給分の期末手当の支給月数の改正でございます。第6条、期末手当を現行の100分の167.5を12月、100分の172.5に0.05か月分引き上げるものでございます。

次に新旧対照表の2ページをお願いいたします。翌年度の期末手当の支給月数の改正でございます。第6条、期末手当の支給月数6月、100分の167.5、12月、100分の172.5を一律の100分の170に改正するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し12月支給分の期末手当の支給月数の改正につきましては令和元年12月1日からの適用となります。翌年度の期末手当の支給月数の改正は令和2年4月1日からの施行となります。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。これにつきましては先ほどの議案第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と改正内容が同じでございますので、改正内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

最後に、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。これにつきましても先ほどの議案第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と改正内容が同じですので、改正内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。議案第1号から議案第4号までの4議案について一括でご説明させていただきました。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、一括して質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第5号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」及び、日程第8 議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」についても相互に関連性ございます条例であるため一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第5号「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第5号の「安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でございますが、本制定につきましては政府の働き方改革による、同一賃金同一労働の観点と臨時的任用職員の不明確な雇用形態を適正な任用、勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が創設されることとなりました。

これに伴いまして、本町においても会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項を定めるものでございます。制度上における位置付けといたしましては、一般職の会計年度任用職員となり、勤務条件等を明確化されます。

それでは、条例の制定内容をご説明させていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。第1章 総則を第1条から第3条で規定しております。第1条でこの条例の趣旨、第2条で定義、第3条で会計年度任用職員の給与を規定しております。

議案書の2ページをお願いいたします。第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与を第4条から第16条で規定しております。第4条で給料は一般職の職員の給料表を準用するこ

と、第5条で職務の級、第6条で号給については規則で定めること、第7条で給料の支給を規定しております。

議案書の3ページをお願いいたします。第8条で地域手当、第9条で通勤手当、第10条で時間外勤務手当を規定しております。

議案書の4ページをお願いいたします。第11条で休日勤務手当を規定しております。

議案書の5ページをお願いいたします。第12条で夜間勤務手当、第13条で期末手当、第14条で特殊勤務手当を規定しております。

議案書の6ページをお願いいたします。第15条で勤務1時間当たりの給与額の算出、第16条で給与の減額を規定しております。第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与を第17条から第25条で規定しております。第17条でパートタイム会計年度任用職員の報酬を規定しております。

議案書の7ページをお願いいたします。第18条で特殊任務に係る報酬、第19条で時間外勤務に係る報酬を規定しております。

1ページ飛びまして、議案書の9ページをお願いいたします。第20条で休日勤務に係る報酬、第21条で夜間勤務に係る報酬を規定しております。

議案書の10ページをお願いいたします。第22条で期末手当を規定しております。

議案書の11ページをお願いいたします。第23条で報酬の支給、第24条で勤務1時間当たりの報酬額の算出を規定しております。

議案書の12ページをお願いいたします。第25条で報酬の減額を規定しております。第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償を第26条と第27条で規定しております。第26条で通勤に係る費用弁償、第27条で公務のための旅行に係る費用弁償を規定しております。

議案書の13ページをお願いいたします。第5章 雑則を第28条から第31条で規定しております。第28条で給与からの控除、第29条で町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、第30条で退職者の給与、第31条で規則への委任を規定しております。附則では、この条例は令和2年4月1日から施行することを規定しております。以上が条例の制定内容でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号

安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

安堵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 次ページ以降の本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第6号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」でございます。本制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、会計年度任用職員制度の施行に向けて既存の本町における関係条例12本の条例改正を一括して行うために整備条例という形で条例を制定するものでございます。この整備条例の制定によります関係条例の改正内容を新旧対照表で、ご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条は公益的法人等への安堵町職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。第2条において、地方公務員法第22条の改正に対応するものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。第2条は安堵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第2条において、非常勤職員からフルタイム会計年度任用職員を除く規定を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。第3条は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の休暇の期限を第3条第4項として追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。第4条は職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条において、パートタイム会計年度任用職員の報酬を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。第5条は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第18条において、臨時又は非常勤の職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

6ページをお願いいたします。第6条は職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第7条、第8条及び第19条第1項において、会計年度任用職員を除く規定を追加し、第19条第2項において、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合に給与の額を減額して支給する規定を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。第7条は一般職の職員の給与に関する条例でございます。17条の3において、臨時又は非常勤の職員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

9ページをお願いいたします。第8条は職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。第1条において、フルタイム会計年度任用職員を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。第9条は単純労務職員の給与に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用単純労務職員の給与を第4条として追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。第10条は安堵町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。第1条において、非常勤職員からフルタイム会計年度任用職員を除く規定を追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。第11条は安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。第7条において「委員会の運営及び報酬は規則で定める」から「及び報酬」を削るものでございます。

13ページをお願いいたします。第12条は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第19条において、非常勤職員の給与を会計年度任用職員の給与に改めるものでございます。

以上会計年度任用職員条例の運用に対応した改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日でございます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。議案第5号と議案第6号の2議案について一括でご説明させていただきました。ご審

議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、一括して質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

只今、議題となっております議案第5号及び議案第6号は条例の新規制定を伴います。

総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議、ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議案第5号及び議案第6号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第7号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田税務課長。

（吉田税務課長 登壇）

税務課長（吉田彰宏） おはようございます。税務課の吉田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。本改正につきましては市町村の条例で定めるところにより督促状を発布した場合

に徴収することができる手数料を見直すため所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、督促手数料の見直しで現行の50円から100円に見直しを行うものです。督促手数料につきましては督促状の作成及び送付に要する費用を勘案して定めることになっており、現行の手数料以上に作成に係る各諸費に費用を要し、また令和元年10月1日からの郵送料の改定、近隣市町村の動向を鑑みまして、手数料の引き上げの一部改正を行うものでございます。

なお、周知期間を考慮して本議会に上程するものでございます。

それでは、議案書1ページの新旧対照表をご覧ください。第21条につきまして、現行の50円を改正後100円に改正いたします。

なお、施行期日は令和2年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号

安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第10 議案第8号「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) 増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) おはようございます。住民課、増田でございます。よろしくお願いたします。

議案第8号「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、安堵町税条例の一部改正と同様に後期高齢者医療保険料におきましても、督促状を発した場合に徴収することができる手数料を見直すための改正でございます。

改正内容といたしましては、督促手数料を現行50円から100円に見直しを行うもので

す。督促手数料につきましては、督促状の送付に要する費用を勘案し定めることとなっており、現行の手数料以上に諸経費を要し、近隣の市町村の動向により督促手数料の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、議案書の新旧対照表をお願いいたします。第5条について、督促手数料を50円から100円に改めます。

なお、この条例の施行期日は令和2年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号

安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第9号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井健康福祉課長。

（辻井健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（辻井弘至） 改めまして、おはようございます。健康福祉課の辻井です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議案第9号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

本改正につきましては、先ほどの説明と同様、地方税法及び安堵町税条例の一部改正と同様、市町村の条例で定めているところによる督促状を発する場合に徴収することができる手数料を見直すための当該条例についての所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表1ページでございます。第6条保険料の督促手数料で、現行50円を改正後は100円とするものでございます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第9号

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（辻井弘至） 次のページ以降につきましては本文の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第9号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。お座りください。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま、10時46分です。

暫時、休憩いたします。

再開は11時に再開いたします。

休 憩（午前10時46分）

再 開（午前11時00分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第12 議案第10号「安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定について」、
議題といたします。

本案について、提案の理由を求めます。

生涯学習課長（西田淳二） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西田生涯学習課長。

（西田生涯学習課長 登壇）

生涯学習課長（西田淳二） おはようございます。生涯学習課の西田でございます。よろしくお願
いたします。それでは議案第10号「安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定につ
いて」をご説明させていただきます。

本案件は、現行の規則であります安堵町立学校の体育施設開放に関する規則を廃止いたし
まして、現在無料で開放しております町立学校の体育施設を有料化するために、その使用料
を定めた条例を新規制定するものでございます。

町の方針といたしまして、施設使用者の受益者負担の考え、又は町収入の減少などにより、
町内の各施設の使用料を見直すことになりました。その始めとして、今年度より福祉保健セ

ンターにおいて、使用料を有料化することになりました。そして、この度町立学校の体育施設につきましても有料化するという条例の新規制定を上程させていただくことになりました。

条例の内容につきましては議案書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条で、この条例の目的を規定しております。

第2条で、開放の範囲を規定しております。

第3条で、開放する施設を規定しております。

第4条で、使用許可の申請、第5条で、使用許可の制限を規定しております。

続きまして、議案書の2ページでございます。

第6条で、目的外使用等の禁止を規定しております。

第7条で、使用者の責務を既定しております。

第8条で、施設使用料を規定しております。

第9条で、施設使用料の減免を規定しております。

第10条で、施設使用料の返還を規定しております。

第11条で、使用許可の取消し等を規定しております。

続きまして、議案書の3ページでございます。

第12条で、原状回復の義務を規定しております。

第13条で、損害賠償などを規定しております。

第14条で、事務及び管理を規定しております。

そして第15条で、その他を規定しております。

条例の内容につきましては、第8条で施設使用料を規定しまして、第9条で減免規定を設けた他は、現行の規則と特に大きな変更点はございません。施設使用料の金額につきましては、中央公園施設の金額や、他の市町村の同等施設等と比較しまして、妥当ではないか、という金額を設定しております。

また、別途条例の施行規則や減免の内容を定めた内規を整備いたします。

なお、この条例の施行期日につきましては令和2年4月1日としております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号

安堵町立学校の体育施設開放に関する条例の制定について

安堵町立学校の体育施設開放に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

生涯学習課長（西田淳二） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
只今、議題となっております議案第10号は条例の新規制定でございます。
先日の議会運営委員会でお示しいたしました通り文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。
これにご異議、ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
議案第10号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第11号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

こども支援課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） 石橋こども支援課長。

(石橋こども支援課長 登壇)

こども支援課長(石橋史生) 改めまして、おはようございます。こども支援課、石橋でございます。

よろしく願いいたします。それでは議案第11号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明させていただきます。

本改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が制定されたことに伴い、本町におきましても当該条例について所要の改正を行うものであります。改正内容といたしまして、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、連携施設の確保義務の緩和、連携施設確保に関する経過措置の延長、法改正による標記の変更及び条項ずれに伴う改正でございます。

それでは、詳細について新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、条例全般にわたりまして、子ども・子育て支援法において、新たな認定が創設されたことに伴い、現行制度と文言を区別する必要があることから、全般にわたって「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」に改正いたします。

次に新旧対照表の5ページ、6ページをお願いいたします。第13条第4項につきまして、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更として、幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得者世帯の子供及び多子世帯の第3子以降の子供を除き満3歳以上の保育を必要とする子供への副食費の提供に要する費用を保護者から支払いを受けることができることといたします。

次に15ページ、16ページをお願いいたします。第42条では連携施設の確保義務の緩和が講じられており、第2項及び第3項においては代替保育の提供について、第4項及び第5項においては特定地域型保育の卒園後における受け入れについて、それぞれ連携施設の確保が著しく困難な場合などは、小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者と連携協力を行う施設として確保することができる連携施設の確保に代えることができる。といたしております。

17ページ、第8項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業については、連携施設の確保をしないことができる。としております。

次に24ページをお願いいたします。附則 第4条では連携施設に係る経過措置として、連携施設の確保が著しく困難であって町が認める場合において連携施設を確保しないことができる期間を5年延長して10年に改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

こども支援課長（石橋史生） 次ページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第11号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第12号「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

こども支援課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） 石橋こども支援課長。

（石橋こども支援課長 登壇）

こども支援課長（石橋史生） 石橋です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号「安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明させていただきます。

本改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の施行に伴い、本町におきましても、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、保育所等との連携に関する見直し、連携施設に関する特例、連携施設の経過措置に関する猶予期間の見直しに伴う改正でございます。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。第6条第3項の次に第4項及び第5項を追加いたします。第4項、第5項につきましては、卒園後の受け皿の確保の要件緩和について記載したものでございます。

第4項は、家庭的保育事業者等による受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときに、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定の追加でございます。

第5項は、第4項の場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、また地方自治体が運営費支給、支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携施設を行うも

のとして、適切に確保しなければならないこととするものでございます。

次に2ページをお願いいたします。第16条の第2項第3号中「附則第2条第2項について同じ」を削ります。これは、附則第2条第2項に規定している家庭的保育事業を行う場所は家庭的保育者の居宅に限らなくなったため削るものでございます。

次に45条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者は、町長が適当と認める場合、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

続いて、附則第2条第2項につきましては、家庭的保育事業者の自園での調理による必要な体制の確保の猶予をまた定めるもので、下線部を削り居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者も対象に含めることとするものでございます。

次に3ページをお願いいたします。附則第3条では連携施設に関する経過措置を規定しており、特例保育所型事業所内保育事業者を除き経過措置の期限をさらに5年間延長するものでございます。

なお施行期日は公布の日から施行するものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第12号

安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

こども支援課長（石橋史生） 次ページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第15 議案第13号「安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について」、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) 増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 住民課、増田でございます。議案第13号「安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

す。

本件につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月7日に公布されたことに伴い、所要の条例を改正するものでございます。

災害援護資金の償還金の支払猶予に関する規定は、これまで災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第10条に規定されていましたが、法改正により災害弔慰金の支給等に関する法律第13条に新たに規定されたことから、引用する条番号等のずれを整備するための条例改正でございます。

また、引用する法律題名が改正されていることから、条例題名を改めます。

詳細につきまして新旧対照表をお願いいたします。

条例題名を「安堵町災害弔慰金の支給等に関する条例」に改めます。

第1条では、引用する法律名が改正されていることから、引用法律名を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改めます。

第15条では、法律改正に伴う条ずれの修正を行います。

なお、この条例は公布の日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第13号

安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について

安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) はい。起立、全員です。お座りください。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第16 議案第14号「安堵町下水道条例の一部を改正する条例について」、
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長(廣瀬好郁) はい、議長。

議長(森田 瞳) 廣瀬上下水道課長。

(廣瀬上下水道課長 登壇)

上下水道課長(廣瀬好郁) 上下水道課、廣瀬でございます。よろしくお願いたします。それでは、

議案第14号「安堵町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

本改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置が一括して見直され、令和元年12月14日に施行されるため、本条例第22条第2項で定めている代理人選定の欠格条項のうち2号、3号を条例案に従って文言の修正を行うものでございます。詳細につきましては、議案書の新旧対照表よりご説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。第22条第2項第2号の「成年被後見人」を「精神の機能の障害により代理人としての責務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号の「現に破産宣告を受けている者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、「第4号」を「第3号」といたします。

なお、この条例の施行日は令和元年12月14日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第14号

安堵町下水道条例の一部を改正する条例について

安堵町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第17 議案第15号「安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） 廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） 上下水道課、廣瀬でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第15号「安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

本改正につきましては、水道法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改

正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、水道法の一部が改正されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定に従来の無期限から、5年間となり5年ごとの更新制が導入されます。それに伴い有効期間内での更新手続きが必要となり指定の更新手数料として5,000円を新設するものでございます。

それと、手数料における消費税法の整理及び水道法施行令の一部改正により、第5条が第6条に改正されます条ずれの整理を行うものでございます。詳細につきましては、議案書の新旧対照表よりご説明させていただきます。

第28条中2行目「に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第2号に「第6条第1項の指定を更新するとき。1件につき 5,000円」を加えるものといたします。

また、第33条中の「第5条」を「第6条」に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は令和2年1月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第15号

安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

安堵町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。ご審議、ご可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第18 議案第16号「まほろば環境衛生組合の設置について」、議題といたします。

本案についての、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） 増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課、増田でございます。議案第16号「まほろば環境衛生組合の設置について」それでは、説明させていただきます。

本町のごみ処理施設、安堵町環境美化センターは平成3年の竣工以来27年が経過し、老朽化しているのが現状であります。そうしたところ、天理市が清掃施設老朽化に伴う建て替え等の検討を進めている中で、広域化による行政効率の向上を目的に、県と市町村が連携し

て取り組む「奈良モデル」による事業を決定され、天理市を含む10市町村による「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が設立、令和6年度中の広域ごみ処理施設の稼働に向けて事業が進められています。

広域ごみ処理施設へのごみの搬入は、天理市の地元要望により搬入車を最小限に抑えるため、大型車10t車で搬入しなければならないことから、収集ごみの積み替え施設となる、ごみ中継施設の建設が必要となったところです。

この、ごみ中継施設の建設についても、広域組合に参加する市町村が各々で建設することは行政効率の向上及び財政負担等の面から、効果的であると言えないことから、共同で設置すべきであると判断いたしました。

広域ごみ施設へのごみの搬入は広域組合の要請で、西名阪自動車道、名阪国道を基幹動線とすることから、安堵町の現ごみ処理施設の解体撤去後の跡地が適地であると考え、参加市町村を探していたところ、県道大和高田斑鳩線沿いの広陵町、河合町で、ごみ中継施設の共同設置をすることで協議をした結果、共同設置に対する各町の意見が合致し、事務的協議を進めてきたところです。

3町において共同実施することを総合的に検証した結果、行政効率の向上、財政負担の面でメリットがあることから、3町対等の立場で安堵町、広陵町、河合町による一部事務組合を設立することといたしました。

本議案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、参加自治体で協議し規約を定め一部事務組合を設立することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の内容について説明いたします。詳細については、議案書の1ページから、まほろば環境衛生組規約をお願いいたします。

第1条から第5条につきましては、第1章として、組合総則についての規定で第1条では、一部事務組合の名称をまほろば環境衛生組合とする規定でございます。

第2条では、一部事務組合の構成団体の規定で、安堵町、広陵町、河合町の3町で組織する規定でございます。

第3条では、共同処理する事務を2つに分け左欄に記載、その事務を共同処理する構成団体名を右欄に記載しています。

第4条では、可燃ごみ中継施設を安堵町に、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ中継施設を広陵町に置く旨の規定でございます。

第5条では、組合の事務所を安堵町庁舎に置く規定でございます。

第6条から第9条につきましては、第2章として、組合議会についての規定で、第6条では、一部事務組合の議会の議員定数を6名とし、それぞれの構成団体の議会の議長及び議員

1名を選出する旨の規定でございます。

第7条では、組合議会の議員の任期について1年とする旨の規定でございます。

第8条では、組合議会の議長及び副議長について、それぞれ1名とし、組合議員による選挙により選出する旨の規定でございます。

第9条では、組合議会が議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものについて、当該関係市町村の組合議員で決める旨の規定でございます。

第10条から第14条につきましては、第3章として、執行機関についての規定で、第10条では、組合に管理者を1名、副管理者を2名置き、管理者は安堵町長とし、副管理者は広陵町長及び河合町長とする規定でございます。

第11条では、管理者、副管理者の任期について、関係市町村長の任期による旨の規定でございます。

第12条では、会計管理者について、安堵町の会計管理者をもって充てる規定でございます。

第13条では、監査委員は組合議会の同意を得て、識見者から1名、組合議員から1名を選任し、その任期については、識見者は4年、議員からの選出委員は議員の任期とする旨の規定でございます。

第14条では、組合の職員について、組合条例で定数を定める旨の規定でございます。

第15条及び第16条につきましては、第4章として、組合経費についての規定で第15条では、組合経費は構成市町村の負担金及びその他の収入で賄う旨の規定でございます。

第16条では、構成市町村の負担金について、ごみ量の割合によって負担する旨の規定でございます。

なお、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第16号

まほろば環境衛生組合の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、安堵町、広陵町及び河合町の3町でごみ中継施設に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、まほろば環境衛生組合を設立することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 以上でございます。ご審議、ご可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

只今、可決されました議案第16号は、ごみ中継施設の設置及び管理事務について定めるための規約の制定です。当該施設の運営及びごみ処理等に関する詳細につきましては、本来ならば常任委員会にて協議という運びでございますけれども、規約の制定に鑑み、この説明の協議を住民のやはり事前準備も必要となってまいります。その事前準備も、その辺の内容の状況をお聞きしたいということで全員協議会に諮って説明していただくということで、考えております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって全員協議会で、関連する詳細事項につきまして説明していただきますので関係部署の職員につきましては、よろしくご配慮お願いいたします。

議長(森田 瞳) 日程第19 議案第17号「令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について」、議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) 富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) 総合政策課、富井でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、議案第17号「令和元年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について」ご説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ746万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ33億1,582万9,000円といたします。

補正理由につきましては、自立支援医療費の増加に伴う増額補正並びに人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等の人件費に係る予算余剰及び不足分の補正、同理由による下水道事業特別会計への繰出金の増額補正でございます。

それでは、詳細を補正予算書により、ご説明させていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをご覧ください。歳出についてでございます。まず人件費といたしまして、1款 議会費におきまして計マイナス80万円の減額、そして2款 総務費におきまして計マイナス2,610万円の減額、2項 徴税費におきましても計マイナ

ス650万円の減額。

次に11ページ、12ページをご覧ください。3款 民生費、1項 社会福祉費におきましても人件費として295万9,000円の増額そして自立支援給付費で障害医療費として1,449万1,000円の増額、計1,745万円の増額補正でございます。この障害者医療費の財源としたしましては、国庫2分の1、県費4分の1残りを繰越金で充てさせていただきます。

次に補正予算書13ページ、14ページをご覧ください。いずれも人件費といたしまして、3項 人権対策費におきまして計995万8,000円の増額そして、4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして計マイナス500万円の減額、5款 農林水産費、1項 農業費におきまして計マイナス3,235万7,000円の減額補正でございます。

続きまして15ページ、16ページをご覧ください。人件費といたしまして、7款 土木費、1項 土木管理費におきまして計3,946万3,000円の増額、3項 都市計画費におきまして、下水道事業特別会計繰出金として97万5,000円の増額補正でございます。

次に補正予算書17ページ、18ページへお進みください。人件費といたしまして、4項 住宅費におきまして計104万5,000円の増額、9款 教育費、5項 社会教育費におきまして計933万円の増額補正でございます。

戻っていただきまして7ページ、8ページへお戻りください。歳入についてでございます。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金におきまして、障害者医療費負担金として724万5,000円の増額補正でございます。15款 県支出金、1項 県負担金におきまして、障害者医療費負担金として362万2,000円の増額補正でございます。19款 繰越金、1項 繰越金におきまして、繰越金としてマイナス340万3,000円の減額補正でございます。

それでは、補正予算書を朗読させていただきます。

議案第17号

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第17号

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ746万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,582万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入の部。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億4,939万4,000円、補正額724万5,000円、計1億5,663万9,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額9,926万3,000円、補正額362万2,000円、計1億288万5,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額2,468万3,000円、補正額マイナス340万3,000円、計2,128万円。

歳入合計。補正前の額33億836万5,000円、補正額746万4,000円、計33億1,582万9,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。1款 議会費、1項 議会費、補正前の額7,443万3,000円、補正額

マイナス80万円、計7,363万3,000円。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額4億4,902万4,000円、補正額マイナス2,610万円、計4億2,292万4,000円。

2項 徴税費、補正前の額8,098万2,000円、補正額マイナス650万円、計7,448万2,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億195万6,000円、補正額1,745万円、計6億1,940万6,000円。

3項 人権対策費、補正前の額6,503万8,000円、補正額995万8,000円、計7,499万6,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額8,125万5,000円、補正額マイナス500万円、計7,625万5,000円。

5款 農林水産費、1項 農業費、補正前の額1億6,094万8,000円、補正額マイナス3,235万7,000円、計1億2,859万1,000円。

7款 土木費、1項 土木管理費、補正前の額5,855万2,000円、補正額3,946万3,000円、計9,801万5,000円。

3項 都市計画費、補正前の額1億5,348万2,000円、補正額97万5,000円、計1億5,445万7,000円。

4項 住宅費、補正前の額3,240万7,000円、補正額104万5,000円、計3,345万2,000円。

9款 教育費、5項 社会教育費、補正前の額4,484万1,000円、補正額933万円、計5,417万1,000円。

歳出合計。補正前の額33億836万5,000円、補正額746万4,000円、計33億1,582万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。以上でございます。

ご審議、ご可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 続きまして日程第20 議案第18号「令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」を議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) 増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 住民課、増田でございます。議案第18号「令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」それでは、説明させていただきます。

本補正につきましては、2021年(令和3年)3月より本格運用が予定されている個人番号カード、マイナンバーカードによる健康保険のオンライン資格確認に対応するため、本町の国民健康保険システムを本年度より改修する必要があるため、システム改修費58万3,000円の増額補正を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いいたします。歳出、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、58万3,000円の増額。この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。歳入、7款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 国民健康保険制度関係業務事業費補助金で、58万3,000円の増額。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第18号

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 補正予算書1ページをお願いします。

議案第18号

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,416万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

7款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額0円、補正額58万3,000円、計58万3,000円。

歳入合計。補正前の額10億1,358万1,000円、補正額58万3,000円、計10億1,416万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額624万6,000円、補正額58万3,000円、計682万9,000円。

歳出合計。補正前の額10億1,358万1,000円、補正額58万3,000円、計10億1,416万4,000円。

次のページ以降の事項別明細については、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

ご審議、ご可決のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第21 議案第19号「令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」、議題といたします。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

(廣瀬上下水道課長 登壇)

上下水道課長（廣瀬好郁） 上下水道課、廣瀬でございます。よろしく願いいたします。それでは、議案第19号「令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」ご説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ97万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ2億7,997万5,000円といたします。

補正理由につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等のため、人件費の増により、給料、職員手当及び退職手当組合負担金について、増額補正するもので、併せてその財源となる、一般会計繰入金についても増額補正するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。歳出についてでございます。1款 下水道事業費、1項 下水道費におきまして、退職手当組合負担金として20万円、同款、2項 下水道建設費におきまして、給料、職員手当として77万5,000円を増額補正するものでございます。

この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして7ページをご覧ください。歳入でございます。4款 繰入金、1項 一般会計繰入金におきまして97万5,000円を

増額補正するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第19号

令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第19号

令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

令和元年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,997万5,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日 提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） 2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額1億2,641万7,000円、補正額97万5,000円、計1億2,739万2,000円。

歳入合計。補正前の額2億7,900万円、補正額97万5,000円、計2億7,997万5,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出。1款 下水道事業費、1項 下水道費、補正前の額4,329万円、補正額20万円、計4,349万円。

同款、2項 下水道建設費、補正前の額6,690万5,000円、補正額77万5,000円、計6,768万円。

歳出合計。補正前の額2億7,900万円、補正額97万5,000円、計2億7,997万5,000円。

次ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

ご審議、ご可決のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案書に配布していただいております、令和元年11月におきまして、安堵町財政健全化計画の素案を提出していただいております。この扱いについて色々と全員で協議したい、そしてまた最終日に上程する予定にしております、選挙管理委員の委員の推薦等につきましても、最終に結論を出すこととなります。このこと。

そして先ほど意見させていただきました、まほろば環境衛生組合の設置でございますけれども、この内容に伴う、いろいろな住民への諸問題、事前の準備が発生するに至りましたので、このことにつきましても12月の6日、金曜日でございます。これは総務産業常任委員会をこの日、日程を充てておりますけれども、この終了後直ちに全員協議会を開催して協議をしていただく予定になろうかと思っております。よろしく願いいたします。

なお、次の本会議は、明日4日、午前10時開会、一般質問を予定しております。

この、明日の一般質問でございますけれども、また後で皆さん方にいろいろとご検討願うわけでございます。実は、一般質問提案の主旨説明は、こちらの方で今までどおりやっております。自席の方で後の問答、このことにつきまして、どうも自席のマイクが、どうもはっきりしない、どうも低音に聞こえるということが判明いたしましたので、明日、今日中には、できましたらお二人、山岡議員と三浦議員おられますけど、その中央で問答の質問席に考えていけばどうか、ということもちょっと今含んでおりますので、その辺は後で皆さん方ご協議させていただいて、明日の準備に備えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

閉 会

午前11時58分
